

自動車整備士資格制度改正されます

自動車整備士資格の種類が統合されます。

一級、二級、三級、二輪 のみ記載いたします。

	改正前の種類	改正後の種類
一級	一級大型自動車整備士	一級自動車整備士(総合)
	一級小型自動車整備士	
	一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士(二輪)
二級	二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士(総合)
	二級ディーゼル自動車整備士	
	二級自動車シャシ整備士	
	二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士(二輪)
三級	三級自動車シャシ整備士	三級自動車整備士(総合)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	
	三級自動車ディーゼル・エンジン整備士	
	三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士(二輪)

※ 2 級(総合)の資格取得した場合、直ぐに特定認証工場の整備主任者に選任できます。

●技術講習について

上記改定に伴い、現在実施しております「2 級ガソリン」「3 級ガソリン」の技術講習は、令和 8 年度前期講習(令和 8 年 5 月開講予定)をもって、終了となります。

令和 8 年度後期技術講習(令和 8 年 10 月開講予定)より「2 級自動車整備士(総合)」及び「3 級自動車整備士(総合)」へ移行されます。

なお、現行の登録試験(学科)におきましては、令和 10 年 3 月(令和 9 年度第 2 回)の試験が最後となり、これ以降の令和 10 年 10 月(令和 10 年度第 1 回)の登録試験から、二級、三級共に「総合」の試験のみとなりますので、ご注意ください。

注意 1. 現行の技術講習を修了した場合、令和 10 年 3 月までに現行の登録試験を受験してください

注意 2. 先に現行の登録試験を合格した方は、現行の講習を受講してください。新課程の講習に移行してから受講した場合、再度「新登録試験」を受験する必要があります。

◎技術講習日程

	令和 8 年度											
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2 級		←	---	---	---	---	←	←	←	←	←	←
3 級			現行の課程					新課程(総合)				

◎登録試験(学科)予定表 ※令和 10 年 10 月の試験から新試験(総合)のみとなります。

	令和 9 年度		令和 10 年度	
	第 1 回 令和 9 年 10 月	第 2 回 令和 10 年 3 月	第 1 回 令和 10 年 10 月	第 2 回 令和 11 年 3 月
2 級	◆現行の試験	◆現行の試験	新試験のみ	新試験のみ
3 級	・新 試 験	・新 試 験		

※「◆」は現行制度養成施設等修了者の為の救済登録試験です。新制度養成施設等の修了者は、新制度の登録試験(学科)しか受験出来ませんのでご注意ください。

なお、不明な点等は、振興会 教育課までお問い合わせください。